

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：京都市教育委員会（学校・幼稚園）

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.4 %
（フルタイム再任用職員）	(93.4 %)
（パートタイム再任用職員）	(100.1 %)
（臨時的任用職員）	(99.8 %)
（フルタイム会計年度任用職員）	(115.9 %)
（パートタイム会計年度任用職員）	(111.5 %)
全職員	89.1 %

* 職員の給料については、条例で定める給料表に基づき決定しており、給与制度上、男女で差異は設けていない。

* () 内は、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」に係る内訳である。任用・勤務形態ごとに男女の構成比率等が異なるため、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」全体の差異は、当該内訳の単純平均とならない。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別（教育職員のみ）

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
校長	98.9 %
園長・副校長・教頭	98.7 %
主幹教諭・指導教諭	99.4 %
教諭	96.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.5 %
31～35年	89.2 %
26～30年	86.3 %
21～25年	91.7 %
16～20年	93.6 %
11～15年	93.4 %
6～10年	94.6 %
1～5年	93.1 %

【説明欄】

[算定対象外職員]

- ・ 1週平均の正規の勤務日数が1日に満たない会計年度任用職員

[任期の定めのない常勤職員に係る男女の給与の差異の主な要因]

- ・ 管理職員に占める女性職員の割合が低いこと。
- ・ 柔軟な働き方の推進により女性職員の時短勤務利用者が増加していること。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
校長 園長・副校長・教頭	28.4%

【説明欄】

- ・ 再任用管理職を含む。
- ・ 総合支援学校の副教頭を含む。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
校長	21.9%
園長・副校長・教頭	33.3%
主幹教諭・指導教諭	50.0%
教諭	59.7%

【説明欄】

- ・ 再任用管理職はそれぞれ校長、園長・副校長・教頭に含む。
- ・ 再任用教諭は教諭に含む。
- ・ 総合支援学校の副教頭は主幹教諭・指導教諭または教諭に含む。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	39.4%
女性	99.6%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	100%
女性	100%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	0%	0%
1週間以上2週間未満	2.8%	0%	0%	0%
2週間以上1月以下	32.4%	0%	0%	0%
1月超3月以下	22.5%	0%	100%	50%
3月超6月以下	14.1%	1.2%	0%	0%
6月超9月以下	12.7%	8.8%	0%	25%
9月超12月以下	15.5%	27.2%	0%	25%
12月超24月以下	0%	47.6%	0%	0%
24月超	0%	15.2%	—	—

Ⅴ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

令和7年度
31時間14分／月

【説明欄】

- ・ 対象職種は管理職を除く教育職員（フルタイム）

Ⅵ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
採用した職員に占める女性職員の割合	59.1%

【説明欄】

- ・ 対象職種は令和7年4月に新規採用の正規の教職員

Ⅶ 職員の年次休暇等の取得日数の状況

- ・ 平均取得日数 ※20日以上付与されたものに限る

区分	令和7年度
正規教職員（再任用を含む）	16.6日